

第 1 号議案

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 月 1 8 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会
会 長 堀 本 武 史

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約
香芝市地域公共交通活性化協議会規約（平成22年10月21日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3」を「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2」に改める。

附 則

この規約は、令和6年1月18日から施行する。

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、法第6条第2項各号並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第4条の2</u>第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者のうちから委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、法第6条第2項各号並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第9条の3</u>第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者のうちから委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p>